

「週休2日工事」の実施要領の改正について ～ お知らせ ～

令和4年5月
山口県土木建築部

「週休2日工事」の実施要領について、これまでの週休2日の取組状況等を踏まえ、下記のとおり改正しましたのでお知らせします。

記

1 改正内容

請負対象設計額1億円以上の工事について、原則、週休2日工事の発注者指定型で発注することを明記。(ただし、現場閉所が馴染まない工事や災害復旧工事などの早期の工事完成が必要な工事等は除く)

2 適用基準日

令和4年5月1日以降、入札公告又は指名通知する工事に適用する。

ただし、条件付一般競争入札(事前審査方式)で入札参加者から見積を徴収する場合は、令和4年5月1日以降、入札参加資格審査結果を通知するものに適用する。

3 その他

詳細は、【「週休2日工事」の実施要領】を参照。

実施要領は、技術管理課ウェブサイトをご参照ください。

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23345.html>

(組織で探す > 土木建築部 > 技術管理課 > 週休2日の取組・余裕期間制度の活用について)